

# 経済産業省

20260126 貿局第1号  
輸出注意事項 2026 第4号  
経済産業省貿易経済安全保障局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）等の一部を改正する通達を次のとおり制定する。

令和8年1月30日

経済産業省貿易経済安全保障局長 成田 達治

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）等の一部を別紙1から別紙3までの新旧対照表のとおり改正する。

## 附 則

この通達は、公布の日から施行する。

## 「輸出貿易管理令の運用について」等の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

- 「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年1月6日付け輸出注意事項62第11号）

改 正 後			現 行		
1 輸出の許可			1 輸出の許可		
1-1 輸出の許可			1-1 輸出の許可		
(7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可 (イ) 輸出令別表第1の解釈 (略)			(7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可 (イ) 輸出令別表第1の解釈 (略)		
輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈
3の2	(略)	(略)	3の2	(略)	(略)
	使い捨て培養容器	一回限りの使用（装置本体に取り付け、培養のために使用した後、当該培養容器を取り外すまでの使用をいう。）で使い捨てるものであって、装置本体から取り外した状態で滅菌又は <u>消毒</u> をした後、再度使用することのできないもの（取り外した後、そのまま廃棄するものを含む。）をいう。		使い捨て培養容器	一回限りの使用（装置本体に取り付け、培養のために使用した後、当該培養容器を取り外すまでの使用をいう。）で使い捨てるものであって、装置本体から取り外した状態で滅菌又は <u>殺菌</u> をした後、再度使用することのできないもの（取り外した後、そのまま廃棄するものを含む。）をいう。
	(略)	(略)		(略)	(略)
	使い捨ての部分品	一回限りの使用（装置本体に取り付け、ろ過のために使用した後、当該部分品を取り外すまでの使用をいう。）で使い捨てるものであって、装置本体から取り外した状態で滅菌又は <u>消毒</u> をした後、再度使用することのできないもの（取り外した後、そのまま廃棄するものを含む。）をいう。		使い捨ての部分品	一回限りの使用（装置本体に取り付け、ろ過のために使用した後、当該部分品を取り外すまでの使用をいう。）で使い捨てるものであって、装置本体から取り外した状態で滅菌又は <u>殺菌</u> をした後、再度使用することのできないもの（取り外した後、そのまま廃棄するものを含む。）をいう。
	(略)			(略)	

○「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」  
 (昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号)

改 正 後	現 行
<p>外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。) 第25条第1項若しくは外国為替令(昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。) 第17条第2項の規定に基づき許可を要する特定技術を外国において提供することを目的とする取引若しくは外国の非居住者に提供することを目的とする取引(以下「役務取引」という。) 又は<u>外国為替令第17条第3項若しくは第4項</u>の規定に基づき許可を要する外国を仕向地とする特定技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体(以下「特定記録媒体等」という。) の輸出若しくは外国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする情報の送信(以下「特定記録媒体等輸出等」という。) について運用等を下記のとおり定め、平成4年12月31日から実施する。</p>	<p>外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。) 第25条第1項若しくは外国為替令(昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。) 第17条第2項の規定に基づき許可を要する特定技術を外国において提供することを目的とする取引若しくは外国の非居住者に提供することを目的とする取引(以下「役務取引」という。) 又は<u>外国為替令第17条第2項若しくは第3項</u>の規定に基づき許可を要する外国を仕向地とする特定技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体(以下「特定記録媒体等」という。) の輸出若しくは外国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする情報の送信(以下「特定記録媒体等輸出等」という。) について運用等を下記のとおり定め、平成4年12月31日から実施する。</p>
<p>なお、本件の実施に伴い、「外国為替及び外国貿易管理法第25条第1項第一号又は外国為替管理令第17条の2第3項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について(平成3年11月7日付け3賀局第360号)」は、廃止する。</p>	<p>なお、本件の実施に伴い、「外国為替及び外国貿易管理法第25条第1項第一号又は外国為替管理令第17条の2第3項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について(平成3年11月7日付け3賀局第360号)」は、廃止する。</p>

## ○「包括許可取扱要領」(平成17年2月25日付け輸出注意事項17第7号)

改 正 後	現 行								
(別表3)									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="92 287 624 398">特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件</th><th data-bbox="624 287 1118 398">許可条件の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="92 398 624 1314"> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>前々項</u>で取得した誓約書に基づき、最終需要者から再輸出に係る事前同意に係る手続きを求められたときは速やかに経済産業省に事前同意に係る手続きを行い、経済産業省の指示に従うこと。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 次に掲げる輸出又は技術の提供について、<u>(15)</u>の届出を行った者は、1月から6月までの実績を7月末日までに、また7月から12月までの実績を翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。また、貨物の輸出又は技術の提供の状況について、経済産業省から求めがあった場合は速やかに報告すること。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>(9)～(20) (略)</p> </td><td data-bbox="624 398 1118 1314"></td></tr> </tbody> </table>	特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件	許可条件の適用	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>前々項</u>で取得した誓約書に基づき、最終需要者から再輸出に係る事前同意に係る手続きを求められたときは速やかに経済産業省に事前同意に係る手続きを行い、経済産業省の指示に従うこと。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 次に掲げる輸出又は技術の提供について、<u>(15)</u>の届出を行った者は、1月から6月までの実績を7月末日までに、また7月から12月までの実績を翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。また、貨物の輸出又は技術の提供の状況について、経済産業省から求めがあった場合は速やかに報告すること。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>(9)～(20) (略)</p>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="1118 287 1650 398">特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件</th><th data-bbox="1650 287 2142 398">許可条件の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1118 398 1650 1314"> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>前項</u>で取得した誓約書に基づき、最終需要者から再輸出に係る事前同意に係る手続きを求められたときは速やかに経済産業省に事前同意に係る手続きを行い、経済産業省の指示に従うこと。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 次に掲げる輸出又は技術の提供について、<u>(14)</u>の届出を行った者は、1月から6月までの実績を7月末日までに、また7月から12月までの実績を翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。また、貨物の輸出又は技術の提供の状況について、経済産業省から求めがあった場合は速やかに報告すること。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>(9)～(20) (略)</p> </td><td data-bbox="1650 398 2142 1314"></td></tr> </tbody> </table>	特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件	許可条件の適用	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>前項</u>で取得した誓約書に基づき、最終需要者から再輸出に係る事前同意に係る手続きを求められたときは速やかに経済産業省に事前同意に係る手続きを行い、経済産業省の指示に従うこと。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 次に掲げる輸出又は技術の提供について、<u>(14)</u>の届出を行った者は、1月から6月までの実績を7月末日までに、また7月から12月までの実績を翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。また、貨物の輸出又は技術の提供の状況について、経済産業省から求めがあった場合は速やかに報告すること。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>(9)～(20) (略)</p>	
特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件	許可条件の適用								
<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>前々項</u>で取得した誓約書に基づき、最終需要者から再輸出に係る事前同意に係る手続きを求められたときは速やかに経済産業省に事前同意に係る手続きを行い、経済産業省の指示に従うこと。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 次に掲げる輸出又は技術の提供について、<u>(15)</u>の届出を行った者は、1月から6月までの実績を7月末日までに、また7月から12月までの実績を翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。また、貨物の輸出又は技術の提供の状況について、経済産業省から求めがあった場合は速やかに報告すること。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>(9)～(20) (略)</p>									
特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件	許可条件の適用								
<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>前項</u>で取得した誓約書に基づき、最終需要者から再輸出に係る事前同意に係る手続きを求められたときは速やかに経済産業省に事前同意に係る手続きを行い、経済産業省の指示に従うこと。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 次に掲げる輸出又は技術の提供について、<u>(14)</u>の届出を行った者は、1月から6月までの実績を7月末日までに、また7月から12月までの実績を翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。また、貨物の輸出又は技術の提供の状況について、経済産業省から求めがあった場合は速やかに報告すること。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>(9)～(20) (略)</p>									
〔別表B〕 〔2の項〕	〔別表B〕 〔2の項〕								

外為令別表項番	<u>提供地</u>	い地 域①	い地 域②	ろ地域（ち 地域及びり 地域を除 く。）	ち地 域	り地 域
		(略)				
外為令別表の2の項(2)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の使用に係るもの（プログラムに限り、次に掲げる貨物と同時に提供する場合に限る。）						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

外為令別表項番	<u>仕向地</u>	い地 域①	い地 域②	ろ地域（ち 地域及びり 地域を除 く。）	ち地 域	り地 域
		(略)				
外為令別表の2の項(2)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の使用に係るもの（プログラムに限り、次に掲げる貨物と同時に提供する場合に限る。）						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	